

公益社団法人日本馬事協会の役員の報酬及び退職慰労金の支給に関する規程

制定：平成23年11月 1日

第1章 目的

(目的)

第1条 公益社団法人日本馬事協会の役員の報酬及び退職慰労金の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。

第2章 常勤役員

(常勤役員の定義)

第2条 常勤役員とは、主たる事務所に1週間に3日以上勤務する役員をいう。

(報酬の種類)

第3条 常勤役員の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 本俸
- (2) 通勤手当

(本俸)

第4条 常勤役員の本俸は年俸制とし、専務理事にあつては、12,000,000円、その他の理事にあつては10,800,000円の範囲内で理事会が決定する。ただし、監事にあつては総会で別に定める。

(報酬の支給方法等)

第5条 本俸の支給に当たっては、本俸を12で除した額を毎月支給する。

- 2 報酬の支給日は、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前におけるその日に最も近い休日でない日とする。
- 3 報酬は、現金で、又は銀行振り込みで支給する。

(本俸の計算)

第6条 新たに常勤役員となった者には、その日から本俸を支給し、常勤役員が退職したときは、その日まで本俸を支給する。

- 2 常勤役員が死亡したときは、その月まで本俸を支給する。
- 3 第1項の規定により本俸を支給する場合であつて、月の全日数について支給するとき以外のときは、その本俸の額はその期間の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律95号。以下「一般職給与法」という。）第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の月額、一般職給与法第12条第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて会長が別に定める。

4 第2項の規定により通勤手当を支給する場合であって、月の全日数について支給するとき以外のときは、その通勤手当の支給額は、実際に通勤した日数に自宅から職場までの一往復に要する交通費をかけた額か、一か月定期のいずれか安い方の額を支給する。

(旅費の支給)

第8条 常勤役員には、公益社団法人日本馬事協会旅費規程で定める旅費（日当、宿泊費及び交通費。以下同じ。）を支給することができる。

第3章 非常勤役員

(非常勤役員の報酬)

第9条 常勤役員以外の役員には、理事会への出席等の職務を執行した報酬として、会長、副会長及び監事にあつては1日当たり5,000円（税抜き）、その他の非常勤役員にあつては1日当たり4,000円（税抜き）を支給する。ただし、公益社団法人日本馬事協会旅費規程で定める旅費を支給する場合は、報酬は支給しない。

第4章 退職慰労金

(支給対象者)

第10条 退職慰労金は、常勤役員が1年以上在任して退任した場合に、その者（死亡による退任の場合には、その遺族）に支給する。

(支給額)

第11条 退職慰労金の額は、その者の退任の日における本俸から特別手当相当額を控除した額に次の支給率を乗じて得た額とする。

在任期間1年以上5年未満は1年につき100分の125

在任期間5年以上10年未満は1年につき100分の137.5

在任期間10年以上20年未満は1年につき100分の150

(在任期間の計算)

第12条 退職慰労金を算定する場合の在任期間は、常勤役員として引き続いて在任した期間とする。

2 前項の規定による在任期間の計算については、協会の常勤役員に就任した日の属する月から協会の常勤役員を退任した日の属する月までとし、1年に満たない端数を生じたときは月割計算により計算するものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第13条 この規程において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 配偶者(届出をしないが、常勤役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で常勤役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、常勤役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 第10条の規定による退職慰労金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規定による退職慰労金の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職慰労金を等分して当該各遺族に支給する。

(起訴中に退任した場合の退職慰労金の取扱い)

第14条 常勤役員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退任したときは、退職慰労金は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

(端数処理)

第15条 退職慰労金の計算の結果生じた百円未満の端数は、これを百円に切り上げるものとする。

(実施細則)

第16条 退職慰労金の支給手続きその他この規程の実施に関し必要な事項については、会長が別に定める。ただし、監事に関する事項については、総会で別に定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に在任する常勤役員の第12条の在任期間については、社団法人日本馬事協会又は特例社団法人日本馬事協会の役員に就任した月に遡って起算するものとする。